

学校法人村上学園
東大阪大学短期大学部
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

東大阪大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 村上学園
理事長 村上 靖平
学 長 吉岡 眞知子
A L O 源 伸介
開設年月日 昭和 40 年 4 月 1 日
所在地 大阪府東大阪市西堤学園町 3-1-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
実践食物学科		70
実践保育学科		80
介護福祉学科		80
	合計	230

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

東大阪大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月21日付で東大阪大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学園訓「萬物感謝・質実勤労・自他敬愛」の下、「学問を通して人間をつくる教育」の実践に努めている。学園訓はウェブサイトや校舎内の各施設における掲示等を通して学内外に表明している。東大阪市と連携・協力に関する包括協定を締結し、学内には「地域連携推進センター」等を設置して、地域・社会に向けた公開講座等を実施するほか、教職員及び学生は多くのボランティアに参加し地域貢献活動を行っている。

学園訓に基づき短期大学の教育目標を定めるとともに、各学科の人材養成の目的を学則に定め、COLLEGE GUIDE等に明記して表明している。「大学改革プロジェクトチーム」等を組織し、人材養成の在り方等について点検・検討を行っている。各学科の三つの方針を定め、その内容を踏まえた入学者選抜、教育課程の編成・実施、卒業認定を行っている。

「自己点検・評価委員会」が組織され、自己点検・評価活動には全教職員が関与し、組織全体で改革・改善が行われている。学習成果を焦点とする査定的手法として、学生の学習状況をオンラインシステム等により教員が確認しており、教育の向上・充実につなげている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針は学園訓に対応している。教育課程は一般教養科目、専門科目、教職科目に分けて体系的に編成している。教育課程の見直しは必要に応じて各「学科会議」や「教務委員会」で行っている。リメディアル教育やキャリア教育の科目を一般教養科目の中に設け、専門教育との関連性を高めている。各学科において専門職養成を進める中で、それぞれの職業教育を行っている。入学者受入れの方針は学科ごとに定められ、学生募集要項に示している。学習成果の獲得状況について、単位取得状況や免許・資格取得状況を、オンラインシステムで管理・測定している。

各学期の終了時に学生による授業評価アンケートが実施され、教員はその内容を授業改善に活用している。教職員にはデスクトップパソコンが支給され、学内ネットワーク等を利用し、授業や管理運営に活用している。また、学生にはeラーニングシステム等により、多様なICT教育を実施している。入学手続者に対して、eラーニングシステムを利用した入学前教育を実施している。学生支援として、学内には学生食堂等を設置している。また、学生寮「桃風寮」を設置し、遠方からの学生を支援している。「保健センター」に保健室と

学生相談室を設け、心と体の両面から学生を支援している。就職支援のため「キャリアサポートセンター」を組織し、就職説明会として多くの学内ミニガイダンスを行っている。

教員組織は短期大学設置基準に定められた教員数を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置している。専任教員の採用・昇任は、それぞれ規程に基づいて行っている。専任教員には研究室が整備され、研究活動に関する規程として「個人研究費規程」を整備し、また、「研究活動の不正行為への対応に関する規程」を定め、定期的にコンプライアンス教育及び研究倫理教育を行っている。「FD・SD 委員会規程」を定め、授業改善に資する取組みを実施している。

事務組織は、「組織及び事務分掌規程」を定め責任体制を確立している。事務職員は、定期的に学園全体の教職員研修会に参加して職能向上に努めている。就業規則を整備し、教職員が自由に閲覧できるように保存・管理し周知している。

校地及び校舎面積は、短期大学設置基準を充足している。講義室、音楽室のほか、各種実習室・演習室を設置し、それぞれ必要な機器備品を整備している。火災・地震対策として規程等を整備している。コンピュータセキュリティ対策は、セキュリティポリシーを定め、「情報ネットワーク管理運営委員会」が対応している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、技術的サービス、専門的な支援、施設設備の充実を図っている。教職員に対しては ICT 活用教育研修会を開催して技術の向上を図り、新しい情報技術を活用した授業展開を支援している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、毎年、全教職員研修会において学園訓について訓話を行うなどリーダーシップを発揮し、学校法人の業務を総理している。理事会は、学校法人の意思決定機関として、寄附行為に基づき適切に運営されている。

学長は、規程に基づき選任され、教学運営の最高責任者として教授会の意見を参酌し最終判断を行っている。ただし、評価の過程で、併設大学と合同で教授会を開催する場合の規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行い、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会と評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織され、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、ウェブサイトにおいて必要な教育情報及び財務情報を含む学校法人の情報を公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個

性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 村上学園フェスタは、学園全体を挙げたイベントとして、教育資源や教育成果を地域住民に公開し楽しんでもらう取組みであり、地域に根差した学校としての存在意義や存在価値を高めている。
- 「こども研究センター」は、地域の親子が日常的に集う拠点としての役割を担っており、「こども広場」や「親子で遊ぼう」で実施する制作活動やふれあい遊び等の取組みは、優れた地域貢献活動といえる。また、「こども応援ひろば」では、学生も企画運営に参加しており、実践的な教育の場となっている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 実践保育学科における卒業研究（人形劇、器楽演奏、ダンス）の発表会を在学学生だけでなく広く地域住民に公開しており、地域貢献活動としてだけでなく、より透明性の高い成績評価の取組みを行っている。

[テーマ B 学生支援]

- 学習管理システム「学びの泉」を活用し、入学前教育から、基礎学力強化、応用学習支援及び就職筆記試験対策に至るまでの学習をサポートする eラーニングシステム「ひがドリ」を導入するなど、授業の ICT 化の積極的な推進がなされている。
- 就職支援として、関連施設等から担当者を招き、昼休みを活用して多数の学内ミニガイダンスを行うなど、学生の状況に合わせた手厚いキャリアサポート体制を整備している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学

位を授与することを明確に示すとともに、学内で共通理解を図ることが望まれる。

- 卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修登録できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 火災・地震対策として「防災体制に関する規程」等を整備しているが、学生も参加する避難訓練については毎年実施することが望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人村上学園 経営改善計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 教授会の意見を聴くべき事項について、学則と教授会規程で内容に異なる部分があるため、学校教育法に沿った学則及び教授会規程の整備が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、併設大学と合同で教授会を開催する場合の規程が定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まされたい。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

学園訓「萬物感謝・質実勤労・自他敬愛」の下、「学問を通して人間をつくる教育」の実践に努めている。学園訓はウェブサイトや校舎内の各施設における掲示等を通して学内外に表明している。「評議会」等が、学則や三つの方針と学園訓との関係性や整合性を定期的に確認している。

東大阪市と連携・協力に関する包括協定を締結しており、大学の特色を生かして地域発展のための取組みを可能とする組織づくりに努めている。学内には「地域連携推進センター」等を設置し、地域・社会に向けて公開講座等を実施している。教職員及び学生は、地域イベントに参加するなど、近隣の施設や団体と連携し、ボランティアを通じた地域貢献活動を行っている。

学園訓に基づき、『学問を通して人間をつくる教育』の実践を図り、知識や技術に偏重することなく、広く社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成する」を教育目標に掲げ、学則に各学科の人材養成の目的を定め、これらを COLLEGE GUIDE 等に明記し表明している。また、教育目標、教育方針を具体化し教育実践につなげるべく「大学改革プロジェクトチーム」等を組織し、人材養成の在り方について点検・検討を行っている。なお、卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すとともに、学内で共通理解を図ることが望まれる。

三つの方針に基づき、入学者選抜、教育課程の編成・実施、卒業認定が行われ、三つの方針は、COLLEGE GUIDE 等で学内外に表明している。学科の新設等に伴い、「将来構想委員会」や「評議会」等で議論を重ね、組織的に検討を行っているが、三つの方針の関連付けについては、今後の精査が望まれる。

「自己点検・評価委員会」を組織し、自己点検・評価活動には全教職員が関与し、組織全体で改革・改善が行われる仕組みを有している。ただし、年度はじめに作成する事業計画書に基づき、自己点検・評価に関する項目を事業報告書の中に設け、それをもって自己点検・評価報告書と位置づけている。それらの項目を基に日常の自己点検・評価活動は行われているものの、より質の高い内部質保証体制の確立に向け、自己点検・評価に重点を置いた報告書を定期的に作成・公表することが望まれる。また、学外関係者の意見を聴取して自己点検・評価活動に活用する取組みも望まれる。

学習成果を焦点とする査定の手法として、単位取得状況や免許・資格取得状況など学生の学習状況をオンラインシステム等により教員が確認しており、教育の向上・充実につなげている。今後は、アセスメントプラン等を定め、より包括的で計画的な査定の手法を確立することが望まれる。

学校教育法等の教育法令の変更への対応は、各「学科会議」や「教務委員会」で検討・協議を行い、教授会の承認を経て行っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科の卒業認定・学位授与の方針は学園訓に対応しており、卒業までに身につけるべき能力等を示している。なお、各学科の教育課程編成・実施の方針については、卒業認定・学位授与の方針との対応関係を明確にすることが期待される。

教育課程は一般教養科目、専門科目、教職科目に分けて体系的に編成しており、教育課程の見直しは必要に応じて各「学科会議」や「教務委員会」で行っている。なお、卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修登録できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。またシラバスにおいては、各科目の到達目標と卒業認定・学位授与の方針における身につけるべき能力等の対応関係を示すことが望まれる。

教養教育を一般教養科目として編成し、リメディアル教育やキャリア教育科目を一般教養科目の中に設け、専門教育との関連性を高めている。また、各学科で目指す免許・資格の履修細則に従って一般教養科目の中に必修科目を定め、専門教育との関連性を明確にしている。職業教育は、各学科が目指す免許・資格取得関連の授業科目等を通して行っている。

入学者受入れの方針は学科の教育目的・目標に応じて、学科ごとに明示され、学生募集要項に明確に示している。多様な入学者選抜方法を取り入れ、選抜方法ごとに選考基準を定めて公正かつ適正に実施している。

学習成果の獲得状況を把握するため、単位取得状況や免許・資格取得状況を、オンラインシステムで管理・測定している。また、在学生対象の学生アンケート、卒業研究アンケートなどの学生調査を実施している。

学生の実習先訪問において、卒業生の状況と評価を聴取している。卒業生の進路先及び卒業生を対象としたアンケート調査は実施しておらず、今後の取組みが望まれる。

教員はシラバスに記載されている単位認定の方法及び基準に従い、各科目の成績評価を行っている。各学期の終了時に学生による授業評価アンケートを実施し、授業改善に活用している。学生に対する履修及び卒業に至る指導はアドバイザーが行い、各学科で情報を共有している。教職員にはデスクトップパソコンが支給され、学内ネットワーク及びオンラインストレージサービスを利用し、授業や管理運営に活用している。学生には学内ネットワークにアクセスする ID を付与し、連絡や授業に活用している。そのほか、学習管理システム「学びの泉」を設け、学習管理システムと合わせた ICT 教育を実施している。

入学手続者に対して、e ラーニングシステム「ひがドリ」を利用した入学前教育を実施

している。「ひがドリ」には、学力強化のための基本サイトと応用サイトを用意し、基礎学力が不足する学生や進度の速い学生に対する学習支援を行っている。学習上の悩みはアドバイザーのほか、学生相談室や保健室でも相談できる体制を整備している。

学生の生活支援のため、「学生支援部」を組織している。学内には学生食堂を設置するほか、コンビニエンスストアを開設している。学生寮「桃風寮」を設置し、遠方からの学生を支援し、独自の奨学金を設け、修学支援を行っている。「保健センター」に保健室と学生相談室を設け、心と体の両面から学生を支援している。学生ラウンジに意見箱を設置し、学生の要望を聴取している。様々な国からの留学生が在籍しており、その対応として法人本部に「国際交流センター」を設置し、ベトナム語や中国語に対応のできる職員を常駐させるなど支援体制を整えている。学生のボランティア活動は授業の一環としても実施し、積極的に評価している。

就職支援のため、「キャリアサポートセンター」を組織し、求人の閲覧や就職相談などを行う施設を有している。就職説明会として多数の学内ミニガイダンスを行うほか、資格取得や就職試験対策として、各学科で課外授業を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に定められた教員数を充足している。教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員を配置している。専任教員の採用・昇任は、それぞれ「教員採用規程」、「教員昇任規程」に基づいて行っている。

専任教員には研究活動のための研究室が整備され、研究活動に関する規程として「個人研究費規程」等を整備している。また、週1日の研修日を設けるほか、特別研修のための海外出張を補助する「海外特別研修規程」を整備している。「教育研究紀要」を発行し、毎年数名の専任教員が科学研究費補助金の助成を受けて研究活動を行っている。ただし、過去5年間、研究業績のない教員が複数名おり、研究支援体制や研究活動の更なる充実が望まれる。「研究活動の不正行為への対応に関する規程」を定め、定期的にコンプライアンス教育及び研究倫理教育を行っている。FD活動について「FD・SD委員会規程」を定め、授業改善に資する取組みを実施している。

事務組織は、「組織及び事務分掌規程」を定めて責任体制を確立している。事務職員は、定期的に学園全体の教職員研修会に参加して職能向上に努めており、またSD活動として規程に基づき、学内研修会を実施している。事務室は、学内ネットワークを通じて相互連携できる体制を整備している。事務局長及び次長と各部署の課長による部課長会議を毎月開催し、業務改善を図っている。

就業規則を整備し、教職員が自由に閲覧できるように保存・管理し、周知している。教職員の就業は出退勤カードで管理され、総務部及び法人事務局で適正に管理している。

校地及び校舎面積は短期大学設置基準を充足している。併設大学と共用のグラウンド及び体育館を有している。障がい者対応として校舎をバリアフリーとし、校舎の各棟にエレベーターを設置している。授業を行う施設として、講義室、音楽室のほか、各種実習室・演習室を設置し、それぞれ必要な機器・備品を整備している。図書館には多くの設置学科関連の図書を所蔵し、図書館運営委員会が設置され適切に運営している。

「経理規程」を整備し、施設設備及び物品を維持管理している。火災・地震対策として「防災体制に関する規程」等を整備しているが、学生も参加する避難訓練については毎年実施することが望まれる。防犯対策としては、学内外に防犯カメラを設置し、警備会社に委託して監視している。コンピュータセキュリティ対策は、セキュリティポリシーを定め、「情報ネットワーク管理運営委員会」が対応している。省エネルギー推進のため、全館の照明を順次 LED 化し、電気消費量の削減を図っている。

情報処理演習室をはじめ、各学科に特有の実習・演習施設を有し、技術的サービス、専門的な支援や施設設備の充実を図っている。教職員に対しては ICT 活用教育研修会を開催して技術の向上を図り、新しい情報技術を活用した授業展開を支援している。学生ホールをはじめ主要な教室には学内 LAN を設置し、オンライン授業への対応も可能となっている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人村上学園 経営改善計画」を着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、毎年、全教職員研修会において学園訓について訓話を行うなどリーダーシップを発揮し、学校法人の業務を総理している。理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されており、理事会は、学校法人の意思決定機関として、寄附行為に基づき適切に運営されている。

学長は、「学長候補者推薦規程」に基づき選任され、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し最終判断を行い、自己点検・評価委員会の委員長を務めるなどして短期大学の向上・充実に向けて努力している。学生に対する懲戒の手続は「学生指導委員会規程」に定めている。なお、併設大学と合同で教授会を開催する場合の規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、教授会の意見を聴くべき事項について、学則と教授会規程で内容に異なる部分があるため、学校教育法に沿った学則及び教授会規程の整備が望まれる。また、教授会議事録については作成されているものの、議事内容等が明確になるよう工夫されたい。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、必要に応じて意見交換や情報交換を行っている。また、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会と評議員会に提出している。公的研究費の運営・管理に関する監査については、規程に基づき、理事会に報告することが望まれる。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織され、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に運営されている。寄附行為に基づいて適切に諮問が行われており、理事長を含め役員との諮問機関として機能を果たしている。

学校教育法施行規則に基づき、ウェブサイトに必要な教育情報を公表している。また、私立学校法に定められた情報も同様に公表・公開し、説明責任を果たしている。